

標準的な官職を定める省令等の一部改正案に対する意見募集の結果等について

1. 意見募集の結果及び省令等の制定

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の施行により、自衛隊員の退職管理に係る改正が施行され、また、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）の施行により、技術研究本部及び装備施設本部を廃止し、防衛省の外局として防衛装備庁を置くこと等所要の改正が施行されることから、これを受けて、標準的な官職を定める省令（平成26年防衛省令第9号）及び自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令（平成26年防衛省訓令第29号）の一部改正を行いました。

本件については、平成27年8月27日（木）から同年9月25日（金）までの間、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、御意見はございませんでした。

なお、意見募集の際にお示しした官職名のうち、「運用政策総括官」は「総括官」に、「運用政策官」は「参事官」に、「装備・開発官」は「装備開発官」に変更するよう技術的な修正を加えておりますことを併せてお知らせいたします。

2. 意見公募を実施せずに改正した部分とその理由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成27年防衛省令第17号）による標準的な官職を定める省令の一部改正のうち、同省令の表1の項第2欄第1号、第3欄第2号から第4号まで、第3欄第7号及び表2の項第2欄第1号の改正は防衛省設置法等の一部を改正する法律により防衛省の外局として防衛装備庁を置くことに伴うものであり、表1の項第3欄第17号の第17号の3への号ずれは同欄第17号及び第17号の2に統合幕僚監部への実運用一元化に伴い新設される総括官、参事官を定めることに伴うものであり、表1の項第2欄第26号から第29号まで、第3欄第106号から第129号まで及びこれら各号に応じてそれぞれ第4欄に掲げる標準的な官職の削除は防衛省設置法等の一部を改正する法律により廃止される技術研究本部及び装備施設本部に係る規定の削除であり、いずれも他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

また、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第２９号）による自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令の一部改正のうち、第３条第２項から第２４項までの繰り下げ、別表第１の２の別表第１の２の２への繰り下げ及び別表第１の２から別表１の２４までの見出しの改正は、国家公務員法等の一部を改正する法律により自衛隊員の退職管理に係る所要の改正が行われたことから第３条第２項及び別表第１の２に新たに「防衛人事審議会」における標準的な官職の標準職務遂行能力を定める規定を設けたことに伴うものであり、第３条第２５項から第２８項まで及び別表第１の２５から別表第１の２８までの削除は、防衛省設置法等の一部を改正する法律により廃止される技術研究本部及び装備施設本部に係る規定の削除であり、第２９項から第３４項までの繰り上げ及び別表第１の２９から別表第１の３４までの見出しの改正は上記の削除に伴うものであり、いずれも他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法第３９条第４項第８号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒１６２－８８０１ 東京都新宿区市谷本村町５－１

TEL：０３－５２２９－２１３７（内線２０７５２）